

相模原市告示第510号

相模原都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類

相模原都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

相模原市中央区横山三丁目及び南区若松六丁目地内

(3) 変更する部分

相模原市緑区上九沢、下九沢及び東橋本一丁目、中央区上溝、上溝四丁目、上矢部一丁目、田名、東淵野辺三丁目、淵野辺本町四丁目及び淵野辺本町五丁目並びに南区磯部、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町六丁目、下溝、新戸、西大沼四丁目及び西大沼五丁目地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課